



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

「コンビニに行って」は落とし穴！

～巧妙な架空請求の支払い手段～

【事例】

携帯電話に「有料動画サイトの未納料金があり、本日中に連絡がなければ法的手段に移る」と書かれたメールが送られてきた。

書かれていた連絡先に「身に覚えがない」と伝えたとこ、40万円を支払うことや、上限5万円のギフト券を8店舗に分けて購入するよういわれ、近隣のコンビニを回ってギフト券を購入し、裏面に書かれた番号を業者に伝えた。

【ひとことアドバイス】

- ◆有料サイト料金を架空に請求するものです。身に覚えがなければ無視して、絶対に連絡しないようにしましょう。
- ◆電子マネーなどのギフト券は、カードの裏面に記載ある番号を伝えることで購入額と同額の金券として扱うことができます。
- ◆番号を伝えてしまうと即座に使用され、利用履歴などが追求しにくく、返金は困難です。
- ◆「コンビニへ行って」と指示するものは詐欺です。絶対に支払ってはいけません。
- ◆支払う前にご相談ください。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!